

令和6年度 公文書開示状況（令和6年12月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
19	R6. 12. 3	R6. 12. 17	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年11月1日から同月30日までに開設を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。） 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年11月1日から同月30日までに廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
20	R6. 12. 3	R6. 12. 17	施術所（あはき・柔整）台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所における、令和6年11月1日から令和6年11月30日までに開設の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥開設届出日及び⑦開設年月日に限る。） 施術所（あはき・柔整）台帳（南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年11月1日から令和6年11月30日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥廃止届出年月日及び⑦廃止年月日に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
21	R6. 12. 3	R6. 12. 17	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所における、令和6年11月1日から令和6年11月30日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業員も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間始期及び⑨許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。） 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年11月1日から令和6年11月30日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業員も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦廃止届出年月日及び⑧許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
22	R6. 12. 3	R6. 12. 17	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所における、令和6年11月1日から令和6年11月30日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業員も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間始期及び⑨許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。） 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年11月1日から令和6年11月30日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業員も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦廃止届出年月日及び⑧許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
23	R6. 12. 4	R6. 12. 17	年末年始等の診療・検査体制の確保医療機関協力金請求書兼関係書類送付票（令和3年度年末年始分、令和4年度ゴールデンウィーク分、令和4年度お盆分、令和4年度年末年始分、令和5年度ゴールデンウィーク分）	5		1					1		1						（7条2号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため （7条4号） 公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局感染対策部医療第二課
24	R6. 12. 4	R6. 12. 18	旅館施設台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所において令和5年10月1日から令和6年9月30日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④許可番号、⑤許可年月日、⑥開設者氏名（法人の場合は法人名）に限る。）	8	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
25	R6. 12. 4	R6. 12. 18	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所において令和5年10月1日から令和6年9月30日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④許可番号、⑤初回許可年月日、⑥許可年月日（有効期間始期）、⑦許可満了日、⑧開設者氏名（法人の場合は法人名）及び⑨業種（従業員も含む）に限る。）	8	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
26	R7. 1. 16	R6. 12. 20	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和6年12月5日現在、営業の許可又は届出を受けている施設（ただし、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、露店、行商及び廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④初回許可年月日、⑤許可開始年月日（有効期間始期）、⑥許可満了日、⑦営業の種類（従業員も含む）及び⑧営業者氏名（法人の場合は法人名）に限る。）	8		1						1			1				（7条3号） 公開することで競争上または事業運営上の地位 その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号） 公開することで行政運営に支障を及ぼすおそれがある施設が含まれているため	保健医療局保健政策部保健政策課
27	R7. 1. 16	R6. 12. 20	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年9月1日から令和6年11月30日までに開設を確認した施設。）（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名（法人の場合は法人名）、⑥法人代表者氏名に限る。）	8	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
28	R6. 12. 10	R6. 12. 24	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年10月21日から令和6年12月10日までに、新規に開設を許可した施設（ただし、廃止は除く。）に係る①施設名称、②開設者名、③施設所在地、④許可年月日及び⑤許可の別（高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳のみ）に限る。） 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年10月21日から令和6年12月10日までに、廃止の届出を受けた施設（失効したため、保健所が廃止を確認した施設を含む）に係る①施設名称、②開設者名、③施設所在地、④廃止届出日、⑤業態廃止日及び⑥許可の別（高度管理医療機器販売業・貸与業台帳のみ）に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課	
29	R6. 10. 28	R6. 12. 27	（1）令和3年12月に南多摩保健所職員が上記請求者居所に訪問した記録（2）令和4年1月に請求者の〇〇が南多摩保健所で精神保健福祉相談を受けた記録 （3）令和2年9月8日（火）に南多摩保健所〇〇保健師と〇〇保健師が上記請求者居所に訪問した記録（4）令和4年4月19日（火）に南多摩保健所保健対策課〇〇さんと請求者が電話で話した記録					1											当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため	保健医療局南多摩保健市町連携課